

身体拘束廃止宣言

私ども社会福祉法人陽翠水の職員は、ご利用者の尊厳を守るため、
介護保険指定基準において、禁止の対象となる以下に示す身体拘束を行いません。

1. 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
2. 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
3. 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
4. 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
5. 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
6. 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
7. 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
8. 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
9. 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
10. 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
11. 自分の意思で開けることのできない居室などに隔離する。

身体拘束は、利用者様の生活の自由を制限するものであり、利用者様の尊厳を侵すものです。

私たちは、利用者様の尊厳と自己決定を最大限尊重し、身体拘束がもたらす弊害を職員全員が認識し、利用者様一人ひとりが豊かで安心、安全、快適な生活とは何なのかを討議、検証するなかで、介護計画に基づく身体拘束に至らない質の高い介護の実現に向け、全職員一丸となって取り組んで参ります。